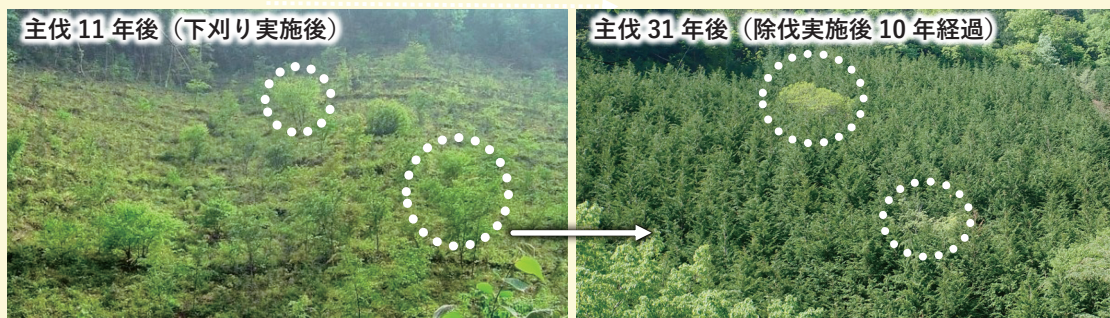


事例Ⅳ－3 国有林野における生物多様性の保全に配慮した森林施業

林野庁が作成した「国有林野における生物多様性の保全に配慮した森林施業の手引き」では、人工林における生物多様性保全に向けた施業を更に推進するため、主伐や地拵^{ごしら}え、下刈りなどの施業において侵入広葉樹を残すなどのポイントを示した上で、請負事業体に主伐等の事業を発注する際の仕様書記載例等を掲載している。また、手引きの配慮ポイントに基づく実際の施業を「国有林野における生物多様性の保全に配慮した森林施業の取組事例集」として紹介している。

例えば、広島北部森林管理署の事例では、人工林の主伐時に林内に生育していた広葉樹を、その後の造林や下刈り、除伐の際も継続して保残することを通じて、人工林内に混交させた取組を掲載している。また、秋田森林管理署湯沢支署の事例では、クマタカの生息環境の向上を目指し、主伐及び再造林後の下刈りに当たり、クマタカの餌となるヤマドリやキジが利用する液果類を残す取組を紹介している。

本手引き及び事例集により国有林野事業の取組を発信していくことで、民有林も含めた各地域における生物多様性に配慮した森林施業が推進されることが期待されている。



保残した広葉樹が人工林の中に混交している様子
(広島北部森林管理署)



下刈り時にクマタカの餌となるヤマドリやキジが利用する液果類を保残した様子
(秋田森林管理署湯沢支署)

(保護林の設定)

国有林野事業では、我が国の気候又は森林帯を代表する原生的な天然林や地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を「保護林」に設定し厳格に保護・管理している。令和7(2025)年4月1日時点の保護林の設定箇所数は658か所、